

第63号議案

東大和市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月29日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市組織条例の一部を改正する条例

東大和市組織条例（昭和54年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「総務部」を「行政管理部」に、「地域福祉部」を「健幸福祉部」に改める。

第2条の表政策経営部の項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 商工業及び農業に関すること。
- (4) 予算及び財政に関すること。
- (5) 秘書及び交際に関すること。

第2条の表政策経営部の項に次の3号を加える。

- (6) 広報及び広聴に関すること。
- (7) 職員に関すること。
- (8) 情報システム及び情報化推進に関すること。

第2条の表総務部の項中「総務部」を「行政管理部」に改め、同項第6号から第8号までを次のように改める。

- (6) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (7) 税に関すること。
- (8) 他の部に属さないこと。

第2条の表総務部の項第9号を削り、同表市民環境部の項中「市民環境部」を「市民生活部」に改め、同項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

- (5) スポーツ及び観光に関すること。
- (6) 消防、災害対策及び防犯に関すること。

第2条の表地域福祉部の項中「地域福祉部」を「健幸福祉部」に改め、同項第1号中「地域福祉」の次に「及び高齢者福祉」を加え、同項に次の3号を加える。

- (4) 保健及び医療に関すること。
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

第2条の表健幸いきいき部の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(東大和市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 東大和市特別職報酬等審議会条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「政策経営部」に改める。

(東大和市環境保全審議会条例の一部改正)

- 3 東大和市環境保全審議会条例(昭和47年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市民環境部」を「市民生活部」に改める。

(東大和市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

- 4 東大和市予防接種健康被害調査委員会条例(昭和55年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健幸いきいき部」を「健幸福祉部」に改める。

(東大和市地域福祉審議会条例の一部改正)

- 5 東大和市地域福祉審議会条例(平成7年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第9条中「地域福祉部」を「健幸福祉部」に改める。

(東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部改正)

- 6 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例(平成17年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第27条中「市民環境部」を「市民生活部」に改める。

(東大和市行政不服審査会条例の一部改正)

- 7 東大和市行政不服審査会条例(平成28年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「行政管理部」に改める。